

家庭、事業所で井戸水を飲み水に使用している皆様へ

# 飲用井戸の衛生確保に努めましょう！

松本市では、『**飲用井戸等衛生対策要領**』を定め、井戸の設置者または管理者に衛生管理をお願いしています。

井戸水は周辺の状況、管理状況により、気付かないうちに汚染されることがあります。特に事業用の井戸は多くの人々の利用があるため、衛生管理に留意してください。

※飲用井戸等には、井戸水の他に、表流水(河川水、沢水等)や湧水等を含みます。

## ○施設の周囲は清潔に！

- 施錠や柵の設置等を行い、井戸やその周辺に、みだりに人や動物が立ち入らないようにしましょう。
- 井戸やその周辺に異常がないか、また、清潔に保たれているかを、定期的に点検しましょう。(井戸本体、ふた、ポンプ、バルブ、導管、水槽等)



## ○定期的に水質検査をしましょう！ ※業務用井戸には水質検査が義務付けられています。



- 井戸水を飲用に利用する場合は、必要な項目について、使用開始時および年1回以上の定期的な水質検査を実施してください。
- 安全を期するため、消毒や煮沸後に飲用するように努めてください。また、消毒を行う場合は、その効果について検査してください。
- 水質検査は、専門の検査機関に依頼してください。

## ○汚染が判明したら、直ちに飲用停止！ 松本市保健所 食品・生活衛生課に連絡を！

- 給水される水が人の健康を害するおそれがあることがわかったときは、直ちに給水を停止し、利用者にもその旨を周知し、下記までご連絡ください。
- 水質検査の結果、水質基準を超える汚染が判明した場合もご連絡ください。



### クリプトスポリジウム対策について

- ・クリプトスポリジウムとは、牛、豚、犬、猫などの動物の腸に寄生する原虫で、動物の糞便とともに体外に排出され、人間の体内に入ると、**下痢や腹痛などの症状**を引き起こします。
- ・大腸菌が検出された場合は水が糞便で汚染されており、クリプトスポリジウムが検出されるおそれがあります。
- ・クリプトスポリジウムは**塩素消毒が効かず**、粗いフィルタや活性炭のみの浄水器では除去できません。
- ・クリプトスポリジウムは熱に弱いことから、**水質検査で大腸菌を検出した場合には、生水は飲用せず、1分間以上煮沸させてから飲むようにしてください。**

\*水道の給水区域にお住まいの方は、飲料水には安全な水道水を利用しましょう\*

## ○「飲用井戸等衛生対策要領」を一度お読みください

## ○お問い合わせ

松本市保健所 食品・生活衛生課

〒390-8765 松本市大字島立 1020 番地 長野県松本合同庁舎 1 階

電話：0263-40-0704 FAX：0263-40-0811

## ☆飲用井戸等衛生管理指導要領で定める実施項目と頻度

- …必ず実施してください。
- …必要に応じて実施してください

※飲用井戸等の水質基準値は特に定めていませんが、水道法により健康面や生活面に影響が出ないと考えられる数値が定められていますので、飲用可否の判断の参考としてください。

水道法の水質基準項目（平成15年厚生労働省令第101号）

令和2年4月1日

水質基準項目	水質基準値	使用開始時に実施する項目	1回/年以上定期的 に実施する項目	水に異常がある おそれがあるとき
1 一般細菌	100 集落/mL 以下	●	●	○
2 大腸菌	検出されないこと	●	●	○
3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下	●	○	○
4 水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下	●	○	○
5 セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	●	○	○
6 鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	●	○	○
7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下	●	○	○
8 六価クロム化合物	0.02mg/L 以下	●	○	○
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下	●	●	○
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下	●	○	○
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下	●	●	○
12 フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下	●	○	○
13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/L 以下	●	○	○
14 四塩化炭素	0.002mg/L 以下	●	○	○
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	●	○	○
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	●	○	○
17 ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	●	○	○
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	●	○	○
19 トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	●	○	○
20 ベンゼン	0.01mg/L 以下	●	○	○
21 塩素酸	0.6mg/L 以下	○	○	○
22 クロロ酢酸	0.02mg/L 以下	○	○	○
23 クロロホルム	0.06mg/L 以下	○	○	○
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	○	○	○
25 ジブromokロロメタン	0.1mg/L 以下	○	○	○
26 臭素酸	0.01mg/L 以下	○	○	○
27 総トリハロメタン	0.1mg/L 以下	○	○	○
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	○	○	○
29 ブromोजクロロメタン	0.03mg/L 以下	○	○	○
30 bromホルム	0.09mg/L 以下	○	○	○
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下	○	○	○
32 亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下	●	○	○
33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下	●	○	○
34 鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下	●	○	○
35 銅及びその化合物	1.0mg/L 以下	●	○	○
36 ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下	●	○	○
37 マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下	●	○	○
38 塩化物イオン	200mg/L 以下	●	●	○
39 カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L 以下	●	○	○
40 蒸発残留物	500mg/L 以下	●	○	○
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下	●	○	○
42 ジェオスミン	0.00001mg/L 以下	○	○	○
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L 以下	○	○	○
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下	●	○	○
45 フェノール類	0.005mg/L 以下	●	○	○
46 有機物（全有機炭素の量）	3mg/L 以下	●	●	○
47 pH 値	5.8 以上 8.6 以下	●	●	○
48 味	異常でないこと	●	●	○
49 臭気	異常でないこと	●	●	○
50 色度	5 度以下	●	●	○
51 濁度	2 度以下	●	●	○